

医療安全管理対策に関する取り組み事項

1. 医療安全管理対策に関する基本的な考え方

医療の現場では、常に医療安全の必要性・重要性を認識し、安全な医療の遂行のための不断の努力が求められます。当院では、医療事故の予防と再発防止に取り組み、患者さんが安心して安全な医療を受けられる環境を整えることを目標としています。

2. 医療安全管理対策のための組織に関する事項

当院では院長のもとに医療安全管理体制を整備しています。

主な体制は、医療安全管理室の設置、医療安全管理委員会の開催、医療安全管理者の配置、医療機器・医薬品・放射線の安全管理体制の構築など院内全体で安全対策を検討し、継続的に改善を行っています。

3. 医療安全管理対策の職員研修に関する事項

医療安全に関する全職員を対象とした研修を年2回以上開催し、職員の安全意識と知識・技術の向上に努めています。

4. 医療安全の確保を目的とした改善方策に関する基本方針

医療事故やヒヤリとした出来事（インシデント）を職員が報告し、内容を分析して再発防止策を検討しています。これらの情報は、医療の安全性を高めるための改善活動に活用しています。

5. 医療事故発生時の対応に関する事項

万が一、医療事故が発生した場合には患者さんの救命・治療を最優先します。そして、速やかに事実確認を行い、患者さんやご家族へ状況を説明します。その後は、原因を分析し再発防止策を検討します。

6. 医療安全管理対策の推進のために必要な基本方針

医療における安全確保のため、本指針および医療安全管理対策マニュアルを整備し、病院職員はマニュアルに沿った医療安全管理対策の遵守に努めます。

また年1回の見直しを行い、必要に応じて改訂し病院職員に周知徹底します。

7. 医療安全に関する相談

医療に関する不安や疑問、相談がありましたら受付までお申し出ください。

相談内容については守秘義務を守り、相談された方が不利益を受けないよう配慮いたします。

8. 患者様への情報提供に関する事項

当院の「医療安全管理指針」は閲覧することができます。

閲覧をご希望の方は受付までお申し出ください。